

インターネット支店取引利用規定 新旧対照表

赤字下線変更箇所

改定前	改定後
第3条 印鑑 1. 口座開設にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、 <u>口座振替などの取引を開始する際には</u> 、印鑑の届け出が必要です。	第3条 印鑑 1. 口座開設にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、 <u>本規定で別途定める場合、または、その他当行所定の取引等を行う場合は</u> 、印鑑の届け出が必要です。
新設 新設	第12条 口座振替 1. <u>当店の普通預金口座を引落口座とする口座振替は、第3条第2項にかかわらず、次のいずれかの方法により申し込むものとします。</u> <u>(1) 届出印による方法</u> <u>申込書類には当店の届出印を押捺してください。なお、印鑑の届け出がない場合は、届け出を行ったのちにお申込みください。</u> <u>(2) 認印・ショートメッセージによる方法</u> <u>申込書類には認印を押捺してください。当行は、届け出の携帯電話番号に対するショートメッセージの発信で申込みの意思確認を行います。</u> 2. <u>前項第2号の場合で、当行所定の期限内にショートメッセージの受信が確認できない場合は、第15条第2項の規定にかかわらず、口座振替の依頼はなかったものとし、ご提出いただいた書類は、お客さまもしくは収納機関あてに返却いたします。</u>
第12条 各種手数料 本文省略	第13条 各種手数料 本文省略

第13条 商品・サービス等の停止・廃止	第14条 商品・サービス等の停止・廃止
本文省略	本文省略

第14条 通知および告知方法	第15条 通知および告知方法
1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、当行に届け出たメールアドレスへの電子メールの送信、<u>アプリのプッシュ通知</u>、お客さまの届け出の住所への送付または当行所定のその他の方法のいずれかにより行います。 2. 当行がお客さまの届け出の住所あてに送付した送付物、<u>または届け出のメールアドレスあての電子メール</u>が延着および到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到達したものとします。また、当該送付物、<u>または電子メール</u>が未着として当行に返戻された場合、当行は送付または送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。これらの取扱いによってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。	1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、当行に届け出たメールアドレスへの電子メールの送信、<u>当行に届け出た携帯電話番号へのショートメッセージの送信</u>、アプリのプッシュ通知、お客さまの届け出の住所への送付または当行所定のその他の方法のいずれかにより行います。 2. 当行がお客さまの届け出の住所あてに送付した送付物、<u>届け出のメールアドレスあての電子メール、または届け出の携帯電話番号あてのショートメッセージ</u>が延着および到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到達したものとします。また、当該送付物、<u>電子メール、またはショートメッセージ</u>が未着として当行に返戻された場合、当行は送付または送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。これらの取扱いによってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第15条 届出事項の変更等	第16条 届出事項の変更等
本文省略	本文省略

第16条 成年後見人などの届け出	第17条 成年後見人などの届け出
本文省略	本文省略

第17条 当店取引の解約等	第18条 当店取引の解約等
本文省略	本文省略

第18条 規定の準用	第19条 規定の準用
本文省略	本文省略
第19条 規定の変更	第20条 規定の変更
本文省略	本文省略